

高松市立国分寺中学校いじめ防止基本方針

高松市立国分寺中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめられた生徒が「心身の苦痛を感じているもの」としますが、多様な態様が考えられることから、子どもの立場に立った判断に努めます。

具体的なものは以下のようなものが上げられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

第2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。また、全校生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、けんかやふざけ合い等も含め、いじめが見えないところで発生している可能性を踏まえ、生徒が示す変化を見逃さず、教職員相互の積極的な情報交換による情報を共有し、積極的にいじめを認知するよう努めます。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、速やかに高松市教育委員会に報告し、その事態に対応するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力の向上をはかるため、校内研修を行います。

第3 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「国分寺中学校いじめ対策委員会」を設置します。構成委員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じて学年主任、教育相談担当、スクールソーシャルワーカー、学校医や警察官経験者も参加します。

第4 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

- (1) 道徳教育及び体験活動
いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。
- (2) 傍観者を生まない集団づくり
「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。
- (3) インターネット等に関する指導・啓発
インターネットを通じて行われているいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。
- (4) 保護者や地域への働きかけ
いじめ防止に向けて保護者や地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組を推進します。
- (5) 特に配慮が必要な生徒への対応
日常的にその生徒の特性に応じた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

2 いじめの早期発見

- (1) 日常的な観察
すべての教職員が、生徒が示す変化を見逃さないように努めます。
- (2) 「生活記録」等を活用したいじめの把握
生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「生活記録」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。
- (3) アンケートの実施
いじめの実態を把握するため、教育相談担当と連携し、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討します。
- (4) 教育相談体制の整備
生徒の悩みを積極的に受け止めるために、教育相談週間を設け、学級担任による積極的な情報収集を行うとともに、専門のスクールカウンセラーや不登校・教育相談担当教諭、養護教諭等教育相談窓口の周知を行います。また、場合によっては、スクールソーシャルワーカーや警察等の専門家や関係機関と連携・協力して対応します。
- (5) 生徒からの相談に対する迅速な対応
生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- (6) 保護者との信頼関係の構築
保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努めます。

3 いじめへの対応

- (1) いじめを認知したときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会で情報を共有し組織的な対応を行います。
 - ・ 速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認します。
 - ・ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に説明します。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、ただちに警察に通報し、適切に援助を求めます。
- (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援
 - ・ いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行います。
 - ・ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
 - ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支え

- る体制をつくります。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーとの協力をはかります。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。
- (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
- ・ いじめたとされる生徒から事実関係の聞き取りを行います。
 - ・ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
 - ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
 - ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
 - ・ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会や警察署と相談して対処することがあります。
- (4) 学級全体への指導
- ・ 学級指導を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
 - ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。
- (5) いじめの解消
- ・ いじめの解消は、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続」し、「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことを要件とし、解消後も再発する可能性があり得ることを踏まえて注意深く観察するよう努めます。

4 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「国分寺中学校いじめ対策委員会」を開催し、個人情報保護等に留意しながらアンケート等の方法により重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係わる具体的な指導上の留意点などについて、職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第5 その他

- 1 この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しをします。
- 2 この基本方針は平成26年4月1日より施行します。

附則 平成29年4月1日 一部改正
 平成30年2月1日 一部改正
 平成31年4月1日 一部改正